

介護予防短期入所生活介護 利用料金表

○高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ○生活保護受給者

第1段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計	備考
				機能訓練 体制加算	サービス提供 体制強化 加算								
第1段階	個室	要支援 1	446	12	6	464	0	320	300	50	100	770	*送迎片道につき200円が加算されます
		要支援 2	555	12	6	573	0	320	300	50	100	770	
	多床室	要支援 1	446	12	6	464	0	0	300	50	100	450	
		要支援 2	555	12	6	573	0	0	300	50	100	450	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の8.3%分の単位が加算されます。

※特定処遇改善加算(Ⅱ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の2.3%分の単位が加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として利用サービス単位数の合計(月まとめ)の1.6%分の単位が加算されます。

○世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、80万円以下かつ預貯金額が650万円(単身)、1650万円(夫婦)以下の方

第2段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計	備考
				機能訓練 体制加算	サービス提供 体制強化 加算								
第2段階	個室	要支援 1	446	12	6	464	504	420	600	50	100	1,674	*送迎片道につき200円が加算されます
		要支援 2	555	12	6	573	623	420	600	50	100	1,793	
	多床室	要支援 1	446	12	6	464	504	370	600	50	100	1,624	
		要支援 2	555	12	6	573	623	370	600	50	100	1,743	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の8.3%分の単位が加算されます。

※特定処遇改善加算(Ⅱ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の2.3%分の単位が加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として利用サービス単位数の合計(月まとめ)の1.6%分の単位が加算されます。

○世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、80万円以上120万円以下かつ預貯金額が550万円(単身)、1550万円(夫婦)以

第3段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計	備考
				機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算								
①	個室	要支援 1	446	12	6	464	504	820	1000	50	100	2,474	*送迎片道につき200円が加算されます
		要支援 2	555	12	6	573	623	820	1000	50	100	2,593	
	多床室	要支援 1	446	12	6	464	504	370	1000	50	100	2,024	
		要支援 2	555	12	6	573	623	370	1000	50	100	2,143	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の8.3%分の単位が加算されます。

※特定処遇改善加算(Ⅱ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の2.3%分の単位が加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として利用サービス単位数の合計(月まとめ)の1.6%分の単位が加算されます。

○世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、120万円以上かつ預貯金額が500万円(単身)、1500万円(夫婦)以下の方

第3段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計	備考
				機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算								
②	個室	要支援 1	446	12	6	464	504	820	1300	50	100	2,774	*送迎片道につき200円が加算されます
		要支援 2	555	12	6	573	623	820	1300	50	100	2,893	
	多床室	要支援 1	446	12	6	464	504	370	1300	50	100	2,324	
		要支援 2	555	12	6	573	623	370	1300	50	100	2,443	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の8.3%分の単位が加算されます。

※特定処遇改善加算(Ⅱ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の2.3%分の単位が加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として利用サービス単位数の合計(月まとめ)の1.6%分の単位が加算されます。

○本人は市民税非課税だが、世帯の中に課税者がいる、本人が市民税課税者である

第4段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計	備考
				機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算								
	個室	要支援 1	446	12	6	464	504	1171	1445	50	100	3,270	*送迎片道につき200円が加算されます
		要支援 2	555	12	6	573	623	1171	1445	50	100	3,389	
	多床室	要支援 1	446	12	6	464	504	855	1445	50	100	2,954	
		要支援 2	555	12	6	573	623	855	1445	50	100	3,073	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の8.3%分の単位が加算されます。

※特定処遇改善加算(Ⅱ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の2.3%分の単位が加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として利用サービス単位数の合計(月まとめ)の1.6%分の単位が加算されます。